

## 甲賀市文化芸術振興条例案要綱

### 1 制定の理由

市内の各地域の伝統や歴史等を守り活かしつつ、新しい文化を生み育てるための文化及び芸術の振興方策の基本的な考えや、市民及び市の役割など、本市の文化芸術施策の基本となる事項を定め、誰もが一人ひとりの個性を尊重し、創造性が発揮できる豊かなまちづくりを進めるため、甲賀市文化芸術振興条例を制定するものです。

### 2 制定の概要

(1) 市の条例を制定するに至った背景や、条例の制定の必要性等の趣旨を述べています。

【前文関係】

(2) 条例を制定する目的、基本理念及び基本方針について規定しています。

【第1条～第3条関係】

(3) 文化芸術施策を推進するに当たって、市の責務、市民の権利及び役割、学校等の役割並びに事業者等役割を明らかにし、関係者相互の連携及び協働を図ることを定めています。

【第4条～第9条関係】

(4) 文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画を策定することを定めています。

【第10条関係】

(5) 文化芸術施策の推進に関する重要事項を審議するため甲賀市文化のまちづくり審議会を設置及び条例施行に関する委任の必要事項を定めています。

【第 11～12 条関係】

(6) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

【付則関係】

3 その他

この条例の制定にあたっては、平成 29 年の「文化芸術基本法」の改正や、平成 30 年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえて、令和元年度から甲賀市文化のまちづくり審議会において、文化芸術に関する条例の必要性についての協議や、専門家を招いた勉強会を実施してきました。また、市内文化団体への意見聴取や、令和 6 年度にはパブリック・コメントを実施し、市民の意見を反映しながら、文化及び芸術による豊かなまちづくりの取組につながる条例となるよう進めてきました。